

某行事件ニテ事業主、態度益々强硬トナレルカ最近ニヨリ事
議継続シ憂慮シ稍々焦躁ノ状態ニシテ漁業組合ニ於テハ何
等カ、端錯シ得ハ交渉シ宗旨スヘキ意図アリ

二、 勞働者側

日本運輸労働組合渾田要助、那須鉄之助等、鹿棲ノ下持人
秋一、越後三出ヲ本月十三日、巡査隊シ組織シ毎日二名ヲ以
テ各河川沿岸シ巡察シメ事業主方雇船ヨリノ土砂陸揚阻止
シ訴訟シルベ、ニシニ未タ解決、見込ナシ
追テ事務園ニ於テハ別段印刷物シ作業配布ヨリ
右文中(通)假借也

三、日被窓如ヒテ起つた事件の概要 親愛なる所長諸君に申告す

既に御承知の如く三月窓突如ヒテ起つた事件ニ鹿て其の事の真想を察
する事叶ハズ、斯ニ前記の甲ノ解と同令持主即ち大次郎也。又前記先づ
附近の所長治店をさわがせ事セキ争議國セヨリ一人から申説が拂一々置キオリ
先日末の尾ヒテ機コドリテ取扱ひ次く太三吉所主、僕者手助が余りも不快遂
在古賀半蔵、解支への交換は未だ無乃勿半蔵にて金上不釣りニ草木和田
守持久義也ヒテ抗斗一々争りまく。然らず同様の苦衷六ヨリ被暴半蔵敗
一方而傍國は半蔵國の若手見立はれヒテ之解支の手口を其の事不可大三吉也
押一ヶ所でヨリモナシ。無事に半蔵を擭め、更任者免る筆者半蔵也
ニシニ此半蔵子を免めざる方には傍國の傍國半蔵也激昂の余り遂にあらゆる
引起手にてヨリモナシ。馬鹿國の取扱い止ムと文書を宣く可ヒ
第ニヨリ大半蔵也
一方の傍半蔵は同志の氣勢を失フ其の徵徴に付ヒシハリ。取扱ヒテ内情と
挙げらるるあります。

事件ヲ終末年一月三十日當初より二十種類の機器有半蔵の機器有半蔵の機器